

頻発する豪雨災害等に関し、抜本的な対策を求める 緊急要望

京都府においては、6月の大阪府北部地震、平成30年7月豪雨に続き、8月の台風第20号、9月の台風第21号及び第24号など、立て続けに自然災害に見舞われ、インフラ・農林水産業・中小企業や文化財など様々な分野で甚大な被害が発生しました。

これらの被害に対して、京都府では、被災市町村及び関係機関との連携の下、被災者の生活再建や被害の復旧に向けて全力で取り組んでおりますが、自然災害の発生規模や頻度が、これまでとは明らかに異なっており、従来の対策では府民の安全・安心を確保することが困難となっております。

折しも、10月2日に発足した第四次安倍改造内閣においては、「防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する」との基本方針が定められたところです。

つきましては、政府におかれては、府民の安心・安全の確保に向けて、以下の要望項目について、格別の御理解と御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

■ 災害からの復旧に係る財源確保

復旧経費に対する特別交付税上の配慮

平成30年7月豪雨及び台風第12号、第20号、第21号災害からの復旧・復興に際し、京都府及び市町村が被害の復旧に要する経費について、**特別交付税において十分な措置**を講じていただきたい。

とりわけ、**道路・河川等の小規模な被害が多数発生しており、土砂除去、路面・側溝清掃などの応急復旧等に要する財政負担軽減のため、算定の際に特段の配慮**をいただきたい。

ブロック塀等の除却・改修への支援について

大阪府北部地震の教訓を踏まえ、通学路、学校施設、避難路、公園などの安全確保のために危険なブロック塀等の除却・改修が必要であり、本府においても小中学校や警察署、植物園など86施設について緊急に安全対策を実施しているところである。

については、国として、**ブロック塀の除却・改修方法に係る技術基準の提示、住宅建築物安全ストック形成事業における基幹事業や、学校施設環境改善交付金などの国庫補助制度の拡充及び緊急的な除却・改修等への地方財政措置の拡充など十分な財政支援**をお願いしたい。

また、緊急に実施した工事等についても、事後に補助対象とするなど、**支援制度の拡充**をお願いしたい。

■ 地方税財源の充実・確保について

地方一般財源の総額確保

地方一般財源の総額は、骨太の方針において、「2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされたところであるが、**増え続ける社会保障関係経費の伸びを、給与関係経費や公債費などの減少により吸収してきたものであり、このような対応は限界にきている。**また、国の法令等の関与により義務的に発生する経費が歳出の大部分を占める現状の中、**真に地方が使える財源は限られている。**

このような状況を踏まえ、平成 31 年度以降も、地方が安定的・計画的な財政運営を行いながら、地域の実情に応じ、地域創生、子ども・子育て支援、人材確保対策などの課題解決に取り組めるよう、**必要となる歳出を適切に把握した上で地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方一般財源の総額を確保**していただきたい。

臨時財政対策債の発行抑制

地方財政においては巨額の財源不足が続いていること及び地方債残高に占める臨時財政対策債の割合が年々高まり、3分の1を超えている状況を踏まえ、**臨時財政対策債の発行を抑制し、地方交付税総額を確保するよう、地方交付税の法定率引上げなど抜本的な見直し**を行っていただきたい。

新たな政策課題に対応するための適切な歳出の計上

地方交付税のいわゆる**トップランナー方式**については、小規模団体や条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、**地方交付税の財源保障機能が損なわれないように**していただきたい。

また、**トップランナー方式の導入により捻出された財源や、消費税率 10 %への引上げ時に実施される法人住民税の交付税原資化に伴う偏在是正により生じた財源**については、地方一般財源の不足額に対する確保策とすることなく、

防災・減災害対策の強化や社会保障の充実
中小企業支援による安定的な雇用の確保
特性を活かした持続可能な地域づくり
などの**新たな政策課題に対応するため、地方財政計画の歳出に必要額を計上**していただきたい。

消費税率引き上げによる社会保障財源の確保と反動減対策の実施

平成 31 年 10 月に実施される消費税率引き上げを確実に実施し、その増収分については、介護や子育て支援などの社会保障の充実・安定化に向けた財源に充当するとともに、「新しい経済政策パッケージ」の実施に伴う地方の役割に応じた財政需要を的確に見込むことで、**他の財政需要を圧縮することなく、標準的な行政サービスの提供に必要と**

なる総額を国の責任において確保していただきたい。

なお、経済財政運営と改革の基本方針 2018 において、「消費税率の引上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制」し、「需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、臨時・特別の措置を 2019・2020 年度当初予算において講ずる」こととされている。

当該措置に係る地方の役割に応じた財政需要については、的確に把握し、歳出に特別の加算措置を設けるとともに、必要な財源を確保していただきたい。

また、「平成 31 年度地方財政収支の仮試算」では、消費税率引上げや「新しい経済政策パッケージ」の実施等に伴う歳出・歳入の増が含まれておらず、その影響額は多額であると見込まれることから、その影響額を早期に明示されたい。

会計年度任用職員制度導入に係る地方財政措置の創設

平成 32 年 4 月から導入される**会計年度任用職員制度**については、新たに支給すべき期末手当の所要額の調査等を行った上で、その実態を踏まえつつ、**適切に地方財政措置を講じていただきたい。**

安定的な地方税体系の構築

車体課税の見直しについては、**自動車税が都道府県の基幹税**であり、代替財源のない減税は地方の社会インフラ財源を減少させるものであることに鑑み、**地方財政に影響を与えないように**していただきたい。

ゴルフ場利用税については、過疎・中山間地域の市町村等にとって貴重な自主財源であり、地方創生を推進する観点からも**現行制度を堅持**していただきたい。

法人事業税交付金については、都道府県が特別の需要に対応するため独自実施している**超過課税による税収を、課税自主権の観点から、交付金の財源から除外**するなど、**制度開始前に地方の意見を踏まえて対応を検討**していただきたい。

地方法人課税については、現在の地方法人特別税・譲与税が有する偏在是正機能も踏まえ、**新たな偏在是正措置**を講じることにより、偏在性の小さい地方税体系を構築していただきたい。

過疎対策事業債の所要額の確保

本府の過疎市町村の財政基盤は特に脆弱であり、生活基盤の安定に不可欠な**過疎対策事業債の所要額を確保**していただきたい。

【京都府の担当部局】

総務部 財政課	075-414-4424
税務課	075-414-4429
自治振興課	075-414-4454